

令和2年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人

郡山清和救護園

目 次

令和 2 年度 法人事業計画	1
1、 基本理念	1
2、 基本方針	1
3、 事業の推進	1
4、 私たち法人職員が目指すところ	3
職員倫理綱領	3
職員の誓い	5
令和 2 年度 郡山せいわ園 事業計画	6
I、 実践目標	6
II、 重点事項	6
1 生活自立支援について	6
2 健康にすごすために	6
3 おいしく楽しく食事をするために	7
4 安心してご生活いただくために	7
5 利用者の皆さん・地域社会から	
信頼される施設をめざして	7
6 生活困窮者等の支援推進と社会貢献	
(セーフティネット機能強化助成事業・中間的就労支援事業)	8
7 将来を担う職員の育成について	8
8 予算経理について	8
III、 業務実施計画	9
1 日課表	9
2 週間日課表	9
3 グループ活動	10
4 ほっとサロン（生活総合相談事業）	10
5 理学療法士や作業療法士等によるリハビリについて	10
6 クラブ活動	11
7 せいわ町内会（利用者自治会）	12
8 地域との交流	12
*年間主要行事	12
*令和 2 年度 郡山せいわ園サービス提供システム	
令和 2 年度 居宅生活訓練事業 事業計画	13
令和 2 年度 保護施設通所事業 事業計画	14

令和 2 年度 保護施設一時入所事業 事業計画	1 6
令和 2 年度 グループホーム「みんなのいえ」 事業計画	1 8
令和 2 年度 希望ヶ丘ホーム 事業計画	2 0
I、 実践目標	2 0
II、 重点事項	2 0
1 毎日を心豊かに自分らしくすごすために	2 0
2 健康にすごすために	2 0
3 おいしく、楽しく食事をするために	2 1
4 家族および地域社会との交流のために	2 1
5 安心してご生活いただくために	2 1
6 利用者の皆さん・地域社会から 信頼される施設を目指して	2 2
7 生活困窮者等の支援推進と社会貢献 (セーフティネット機能強化助成事業・中間的就労支援事業)	2 2
8 将来を担う職員の育成について	2 2
9 予算経理について	2 3
III、 業務実施計画	2 4
1 日課表	2 4
2 週間日課表	2 5
3 生活・余暇等の支援	2 5
4 クラブ活動	2 6
*年間行事予定表	2 6
*令和 2 年度 希望ヶ丘ホームサービス提供システム	
令和 2 年度 希望ヶ丘訪問介護事業所 事業計画	2 7
令和 2 年度 きらきらげんき保育園 事業計画	2 9
I、 実践目標	2 9
II、 重点事項	2 9
III、 業務実施計画	3 2
1 保育園の一日の流れ	3 2
2 年間行事予定表	3 3
3 各種会議	3 3

令和2年度 法人事業計画

1 基本理念

- (1) “地域のなかで 地域とともに 自分らしくいきいきと” 信頼される施設づくりでゆるぎない福祉文化の創造を目指します。
- (2) 利用者の方々の意思及び人格を尊重し、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供に努めます。

2 基本方針

- (1) インクルージョン等の福祉サービスの基本的理念ならびに利用者の方々一人一人が持つ尊厳を尊重し、福祉サービスの更なる充実と、その人らしい豊かな生活の実現に努めます。
- (2) 地域生活支援への取り組み
利用者の方々の自立を支援するための機能として、地域生活支援機能（グループホームや保護施設通所事業等々）を充実させ、地域での生活を希望する方等に対して、地域生活を想定した様々な対応訓練を行い、より積極的に地域生活への移行を促進します。
- (3) 社会貢献への取り組み
郡山せいわ園並びに希望ヶ丘ホームにおいて生活困窮者等の支援推進と社会貢献等を目的に中間的就労支援事業をより一層充実させます。
- (4) 福祉サービスの質の向上と人材育成
「福祉QC」サークル活動（業務のカイゼン活動）の積極的な取り組みと「ジェントルティーチング」の理念の普及と実践により、質の高いサービスの提供と人材育成に努めます。
- (5) 法人・施設の健全経営のための基盤づくり
長期的展望に立った健全経営のための基盤づくりに努めます。

3 事業の推進

- (1) 第一種 社会福祉事業
 - (イ) 救護施設 郡山せいわ園の経営
 - ・救護施設居住生活訓練事業の取り組み
 - ・保護施設通所事業の取り組み
 - ・保護施設一時入所事業の取り組み
 - (ロ) 養護老人ホーム 希望ヶ丘ホームの経営

(2) 第二種 社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

グループホーム「みんなのいえ」の経営

(ロ) 老人福祉法に基づく老人居宅介護等事業の経営

希望ヶ丘訪問介護事業所の経営

(ハ) 児童福祉法に基づく小規模保育事業の経営

きらきらげんき保育園の経営

(3) 公益を目的とする事業

(イ) 希望ヶ丘居宅介護支援事業所の経営

(ロ) 特定施設入居者生活介護の経営

(ハ) 認定生活困窮者就労訓練事業

(4) 社会貢献事業の推進

地域社会の中で福祉制度の狭間で生活に困難をきたしている方々や、地域のセーフティネットにたどりつけないで困っておられる、援護を要する方々等を、一時的な施設機能の活用等を通して、積極的に社会貢献に取り組みます。

また、令和元年度より3ヶ年間、赤い羽根福祉基金による救護施設等のセーフティネット機能強化助成事業として、中央共同募金会様より助成をいただき、郡山せいわ園ならびに希望ヶ丘ホームで、地域社会の中でひきこもりや何らかの支援を必要とする方々に対し、安心して参加できる居場所づくりを目指すとともに、民生委員等の地域協力者の方々や関係機関との連携を密にし、より一層地域のニーズに応えていけるよう努めて参ります。

(5) 働きやすい職場づくりをめざして

キャリアパス制度を構築し、法人施設の将来を担う職員の育成に努めます。また、職員の勤務シフト等の効率化を図り、職場環境の改善に取り組み、ワークライフバランスをふまえ、働きやすい職場づくりに努めます。

(6) 職員研修等の充実

キャリアパス制度をふまえて、新任職員研修、QC活動研修会等の法人内研修等の実施と施設間職員の交流等を積極的に行い、救護施設と養護老人ホームと小規模保育所の職員間の情報共有化と共に人材育成に努めます。

(7) 防災対策等の充実

東日本大震災および令和元年台風19号の教訓を活かして、利用者の皆さんの安心・安全を守るため、災害時等に強い福祉施設を目指し、利用者の皆さんのが災害時に避難できる場所の確保や非常食の備蓄などを含め、防災対策の充実に努めます。

(8) 台風19号による災害復旧について

令和元年の台風19号により、被害を受けた護岸及び擁壁の復旧並びに駐車場の復旧整備に努めて参ります。このことをふまえて、避難所兼作業所兼倉庫兼地域交流ホールの建物の整備に努めて参ります。

4 私たち法人職員の目指すところ

(1) “満足”と“信頼”をいただける法人・施設を目指します。

福祉サービスを必要とする方、および地域社会の方々へ“しあわせ”・“よろこび”・“満足”そして“信頼”をいただける法人・施設を目指します。

(2) カイゼン活動で質の高い福祉サービスが提供できる法人・施設を目指します。

全職員で継続的に取り組む「福祉QC」サークル活動を通して、①サービスの「質」が第一②利用者本位のサービスの提供、これらをテーマとしたカイゼン活動を推進し、利用者の皆さんに、安心・安全・安寧を提供する法人・施設を目指します。

(3) 職員一人ひとりが輝き、働く喜びを持てる法人・施設を目指します。

“優れた人材の育成なくして福祉サービスなし”という考え方のもと、国家資格取得の奨励や各種研修等を通して職員一人ひとりの育成に努め、“ともに考え、支え合い、使命感と誇りを持って働ける”法人・施設を目指します。

(4) 社会貢献ができる法人・施設を目指します。

地域社会の福祉ニーズを踏まえ、施設が持つ機能を提供するなど、地域社会に貢献できる法人・施設を目指します。

職員倫理綱領

私たち社会福祉法人郡山清和救護園職員は、利用者個人の尊厳と、基本的人権を擁護・尊重し、利用者一人一人の自己実現を可能とするために、専門職としての知識や技術を駆使すると共に惜しみない努力をもって職責を全うする事を宣言いたします

第1条（個人の尊重）

私たちは、利用者に対して、どのような理由においても差別することなく利用者一人一人をかけがえの無い存在として尊重いたします。

第2条（体罰の禁止）

私たちは、専門職として受容と傾聴の姿勢を保ち、利用者を決して拒否することなくいかなる場合であっても体罰・虐待等人権を侵害する行為はいたしません。

第3条（自己実現の尊重）

私たちは、利用者個人の自己実現へ向けて他人の利益を侵害しない程度に可能な限り最大限のサポートをいたします。

第4条（プライバシーの保護）

私たちは、利用者個人のプライバシーを保護いたします。業務上、情報提供が利用者の利益となる場合には本人と識別できる方法を避け、事前に本人の承諾を得ます。

第5条（情報提供の責務）

私たちは、利用者の利益となる情報や求められた情報について、利用者個人の伝わりやすいコミュニケーション手段によって積極的に提供いたします。

第6条（意見表明権の尊重）

私たちは、施設で提供されている各種サービス等について常に利用者からの意見・要望・苦情等を求め、より良いサービスの提供に努めます。

第7条（質の高いサービス提供の責務）

私たちは、利用者の皆さんに、安全で安心、そしてご満足いただけるよう、福祉QC活動等を行ない、更なる質の高いサービスの向上を目指します。

第8条（情報公開の責務）

私たちは、地域社会等に、より一層の施設への理解と支援をいただくため、ホームページや広報誌等で施設の活動を広く公開いたします。

第9条（不正の禁止）

私たちは、利用者に対するサービスを最優先に考え、自己の私的な利益の為に利用する事は決していません。常に適切な施設運営を心がけ、信頼される職員を目指します。

第10条（専門的サービス提供の責務）

私たちは、常に自己の専門的知識・技能水準の維持向上に励み、専門性の高いサービスの提供に努めます。

平成16年4月1日制定

職員の誓い

私たち社会福祉法人群山清和救護園職員は、利用者個人の尊厳と、基本的人権を擁護・尊重し、利用者一人一人の自己実現を可能とするために、専門職としての知識や技術を駆使すると共に惜しみない努力をもって職責を全うする事を宣言いたします。

1. 利用者一人一人を一個人として尊重し、体罰をはじめ、プライバシーの侵害、身体的・性的・心的虐待や介護の怠慢等、利用者の人権を侵害する行為は決していません。
2. 利用者に対し常に受容と傾聴の姿勢で接し、十分な説明と同意のもと、個人のご希望に沿ったサービスの提供に努めます。
3. 専門職として、援助技術・技能水準の維持向上を目指し新しい知識の取得に努め、更に専門性を深めるための努力をいたします。

以上の宣言事項と「職員倫理綱領」を遵守することを誓います。

平成16年4月1日制定

令和2年度 郡山せいわ園 事業計画

当施設は、“地域のなかで、地域とともに、自分らしくいきいきと”を基本的理念として、“利用者の皆さん本位のサービスの提供”と“信頼される施設づくり”をテーマに鋭意努力してまいりました。本年度も、次の諸事項を通して、利用者の皆さん及び地域の皆さんに“しあわせ”・“よろこび”・“満足”そして“信頼”をいただける施設を目指します。

I 実践目標

- 1 利用者の皆さんとの基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・利用者の皆さんを独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・利用者の皆さんが主体的に自己実現を図れるよう支援します。
- 2 多様な障害や課題を持つ利用者の皆さんニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・利用者の皆さん個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョン等の理念を踏まえ、“共に生きる”ための生活環境を構築します。
- 3 地域の社会資源におけるネットワークを構築し、個別支援計画に基づき、利用者の皆さんとの地域生活支援がさらに円滑に進められるよう推進します。

II 重点事項

1 生活自立支援について

“生活自立と生きがいの確立”を基本目標として、個別支援計画に基づき、利用者の皆さんのが自己形成のために必要な支援を行います。

(1) グループ別生活支援について

利用者の皆さん一人ひとりに応じたグループ別生活支援や作業訓練等を通じて、自己の役割や働く喜びを知り、意欲的でいきいきとした生活が送れるよう支援します。

(2) 地域生活移行について

地域社会との交流活動を積極的に促進し、利用者の皆さんのが社会参加への意義と喜びを見いだし、自立へのスキルアップが図れるように地域生活移行への支援を積極的に行います。

(3) 人権擁護について

虐待防止に対する職員の意識を高め、常に利用者の皆さんのが人格や権利を尊重し、安心・安全・安寧に生活が送れるよう支援します。

2 健康にすごすために

(1) 利用者の皆さん一人ひとりに健康の大切さを理解していただき、心身ともに充実した日常生活が送れるように体調変化の早期発見に努めます。体調に変化があれば嘱託医や協力医療機関等の他職種との連携のもと適切に対応します。

- (2) 利用者の皆さんの高齢化等による身体機能低下の回復・維持・予防のため、毎日の歩行運動や理学療法士・作業療法士等の指導のもと、リハビリに努めます。
- (3) 利用者の皆さんの心のケアを、専門職による個別面談や嘱託医との連携を密にし、おだやかな生活が送れるよう努めます。

3 おいしく楽しく食事をするために

- (1) 毎日の食事を通して、季節を感じていただくとともに、衛生面に配慮し、創意工夫・改善を加えて、笑顔で楽しく食事を召し上がっていただけるよう努めます。
- (2) 安全な食事提供のため、刻み食やソフト食など4通りのきめ細やかな食事形態を準備し、安心して召し上がっていただけるようにします。
- (3) 利用者の皆さんの食事の満足度アップを目指し、嗜好調査を年2回実施します。

4 安心してご生活いただくために

- (1) 利用者の皆さんの生命と財産を守るために、自然災害に備えた定期的な諸訓練（避難訓練・自衛消防操法等）を通じ、防災体制のさらなる強化を図り、あらゆる災害に対応できる施設を目指します。
- (2) 令和元年度の台風19号の教訓を活かし、水害に強い施設を目指します。
- (3) 福島県災害派遣福祉チームの登録派遣員の養成活動や福島県災害応援協力ネットワーク会議への定期的な参加や福島県総合防災訓練等に参加し、大規模災害に対する体制や環境整備に努めます。

5 利用者の皆さん・地域社会から信頼される施設をめざして

利用者の皆さんに・地域社会の多くの人々に信頼される施設づくりを目指します。

(1) 福祉サービスの質の向上について

（別添、令和2年度郡山せいわ園サービス提供システム参照）

「お客様に満足を 仕事に喜びを」のテーマのもと、虐待防止委員会や改善委員会等、活発な各種委員会活動を通して、福祉サービスの質の向上に努めます。

(2) 地域にねぎした施設づくりについて

地域老人クラブ並びに地域小学校、地域公民館行事等に積極的に参加するとともに地域民生児童委員との定期的な会合を踏まえて地域の福祉ニーズを把握し、積極的な地域貢献に努めます。

(3) 地域生活移行支援について

利用者の皆さんの地域生活移行の推進を積極的に図るため、救護施設居宅生活訓練事業並びに保護施設通所事業・保護施設一時入所事業の更なる充実に努めます。

6 生活困窮者等の支援推進と社会貢献

(セーフティネット機能強化助成事業・中間的就労支援事業)

(1) にこやかサロンの設置および運営について

中央共同募金会様よりの助成にて、地域社会の中でひきこもりや何らかの支援を必要とする方々に対し、安心して参加できる居場所づくりを目指します。また、民生委員等の地域協力者の方々や関係機関との連携を密にし、より一層地域のニーズに応えていけるよう努めます。

(2) 中間的就労支援の充実について

生活困窮者等に対し、施設が中間的就労等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指してきましたが、さらにその充実に努めます。(5年目を迎えます)

7 将来を担う職員の育成について

キャリアパス制度※1を構築し、法人施設の将来を担う職員の育成に努めます。

(1) ジェントルティーチング※2・福祉QC活動の理念等を積極的に推進します。また、他法人合同の福祉QC発表大会・日本福祉施設士会の福祉QC全国発表大会・日本科学技術連盟のQCサークル全国大会等に参加し、更なる向上を目指します。

(2) 職員の専門性をより高めるために、国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を支援・奨励すると共に、全国救護施設研究協議大会や東北地区救護施設研究協議大会への参加、および福島県社会福祉協議会研修センター主催の各種研修会等に積極的に参加し、その研鑽に努めます。

(3) 養護老人ホーム希望ヶ丘ホーム・きらきらげんき保育園の諸行事等の職員間交流を通して、情報の共有化を図るとともに職員の資質の向上に努めます。

※1 キャリアパス制度とは

職員一人ひとりが希望と誇り、使命感を持って働き続けることが出来るように、職員の能力・資格・経験に応じた職位、階層等を定めるもの。また、キャリアパス制度を運用することにより、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になることができる制度。

※2 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていく事で、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

8 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

III 業務実施計画

1 日課表

時 間	日 課
6:30	起床・身だしなみ 等
7:30	朝 食
8:00	歩行運動・検温、健康チェック・活動準備 等
9:00	ラジオ体操・清掃
9:30	グループ活動・特浴室入浴
11:30	口腔体操・フリータイム
12:00	昼食・休憩
13:00	検温、健康チェック・歩行運動・活動準備等
13:30	グループ活動・一般浴室入浴
16:30	清掃・検温、健康チェック
17:00	フリータイム・歩行運動
18:00	夕 食
19:00	フリータイム
22:00	就寝（土曜日は 23:00）

※春時間・冬時間で変更があります。

2 週間日課表

曜日	日 課	
	午 前	午 後
月	グループ活動・特浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴
火	グループ活動・クラブ活動・浴室清掃	グループ活動・一般浴室入浴
水	全体朝礼・グループ活動・特浴室入浴・困りごと相談	グループ活動・一般浴室入浴
木	グループ活動・一般浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴・赤ちょうちん
金	グループ活動・特浴室入浴	グループ活動・一般浴室入浴
土	寝具交換	一般浴室入浴・おやつ
日	せいわ銀行・寝具交換	夢喫茶

※春時間・冬時間で変更があります。

※内科診察(月1回)、精神科診察(月4回)、歯科検診(年2回)

- ※理学療法士によるリハビリ（毎週水曜日）
- ※各種委員会（月1回）
- ※クラブ活動（月2回）
- ※町内会（毎月第1水曜日）
- ※男性理髪、女子カット（月1回）

3 グループ活動

（1）いきいき班

- ①健康で安全な生活が送れるよう、班別活動の中で口腔体操・集団体操・個人別リハビリを実施し、身体機能の維持と向上を図れるよう支援します。
- ②毎日を清々しく快適に過ごせるよう、髭剃り、爪切り等の身だしなみ支援や入浴、居室の整理整頓等、清潔・環境整備を行ないます。
- ③季節を取り入れた制作やレクリエーションの実施、12月にはお楽しみ会を行うなど、利用者の皆さんに生きがいや楽しさを感じながら参加していただける活動を目指します。

（2）チャレンジ班

- ①作業訓練のボールペンの組み立てやドライフラワーの袋詰め作業、畑作業等と居宅生活訓練における調理、外出、買い物訓練などを通して、基本的な生活を整え、自立した生活を目指しステップアップにより地域移行へつなげられるよう支援します。
- ②作業で得た収入を利用した外出や食事会等を企画し、利用者の皆さんの慰労を行ないます。活動の中でいきがいや楽しみを見いだし、協力して作業を行なうことでより良い人間関係づくりに努め、充実した有意義な生活が送れるよう支援します。

4 ほっとサロン（生活総合相談事業）

- （1）“心のケア”を必要とする利用者の皆さんに対し、いつでも気軽に相談やお話ししができるような明るく、安心してほっとできる場を準備します。
- （2）利用者の皆さんの理解（障害や性格、体力など）と、安定した落ち着きある生活が送れるように、個別面談等を通して嘱託医・看護師他、専門職等との連携を密に図るとともに、職員間での情報共有を図ります。
- （3）一人ひとりに合わせた活動（折り紙やぬり絵、計算ドリル等）を行い、職員間で情報共有を図り、特性を伸ばします。

5 理学療法士や作業療法士等によるリハビリについて

利用者の皆さんの身体機能の回復や低下予防・残存機能の維持を目標に、理学療法士や作業療法士等によるリハビリを行い、健康で過ごしていただけるよう支援します。

6 クラブ活動

クラブ活動	目的	実施内容	実施日
スポーツクラブ	スポーツやゲームを通して、運動を楽しみ、健康を維持する	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートボール、パターゴルフ、輪投げ、ターゲットゲーム等で身体を動かす。また、参加者のADLに合わせて新しい運動を取り入れる ・四施設交歓会等の交流に向け各種ゲーム等の練習を行う 	第1・3 火曜日
音楽カラオケクラブ	音楽やリズムに合わせて身体を動かし、カラオケをすることで、健康維持やリフレッシュにつなげていく	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽やリズムに合わせて身体を動かし、また集団体操や口腔体操を行う ・各月で1曲、全員で歌う ・園内のカラオケや市内のカラオケルームに出かけ、楽しんでいただく 	第2・4 火曜日
絵画クラブ	写生やぬり絵・工作を行うことで、手先の機能維持を目指すと共に作品作りの楽しさを感じていただく	<ul style="list-style-type: none"> ・季節に合わせた写生やぬり絵・工作をする ・個人やクラブ全員による合同作品の制作をする ・行事に合わせ、作品を作成し園内に掲示する ・障がい者作品展へ出展する 	第1・3 火曜日
園芸クラブ	四季折々の植物を鑑賞・創作していくなかで、季節感を感じながら心の安寧やいきがい、楽しみに繋げていく	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師による季節の花材を使用した、生け花やフラワーアレンジメントをする ・施設内に作品を展示する ・園内の花壇に草花を育てる 	第2・4 火曜日
手芸クラブ	個人で作品を製作することやクラブ全員で一つの作品を作り上げることでものづくりの喜びを感じていただく	<ul style="list-style-type: none"> ・個人製作、クラブ全員での製作 ・ビーズや毛糸など様々な材料を使用して季節感のある作品を作る ・完成した作品は園内に掲示したり、東部地区文化祭へ出展する 	第2・4 火曜日
陶芸クラブ	陶芸作品の作製を通じ、物を一から作り上げる楽しみと喜びを感じていただく	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師の指導をいただき、粘土から陶器を作成する ・完成した作品は園内に展示して利用者の皆さん等に鑑賞していただく。 	第2・4 火曜日

7 セイワ町内会（利用者自治会）

利用者の皆さんとの声を反映し、信頼関係を構築し、豊かで潤いのある生活が送れるように支援します。さらに、セイワ町内会（利用者自治会）を活性化するために、利用者の皆さんのが参加する各種委員会と連携が図れるよう支援します。

8 地域との交流

いきいきサロンや地域小学校、老人クラブの皆さん、各種ボランティアの皆さんとの交流を図り、信頼され必要とされる施設づくりを目指します。

*年間主要行事

月	行 事
4	お花見・春の一泊旅行
5	端午の節句
6	わらび採り
7	七夕
8	納涼祭・不帰省者旅行
9	敬老会・供養祭
10	四施設交歓会・理事長杯ゲーム大会・総合訓練
11	芋煮会
12	クリスマス会
1	新年会
2	節分・不帰省者旅行
3	ひなまつり

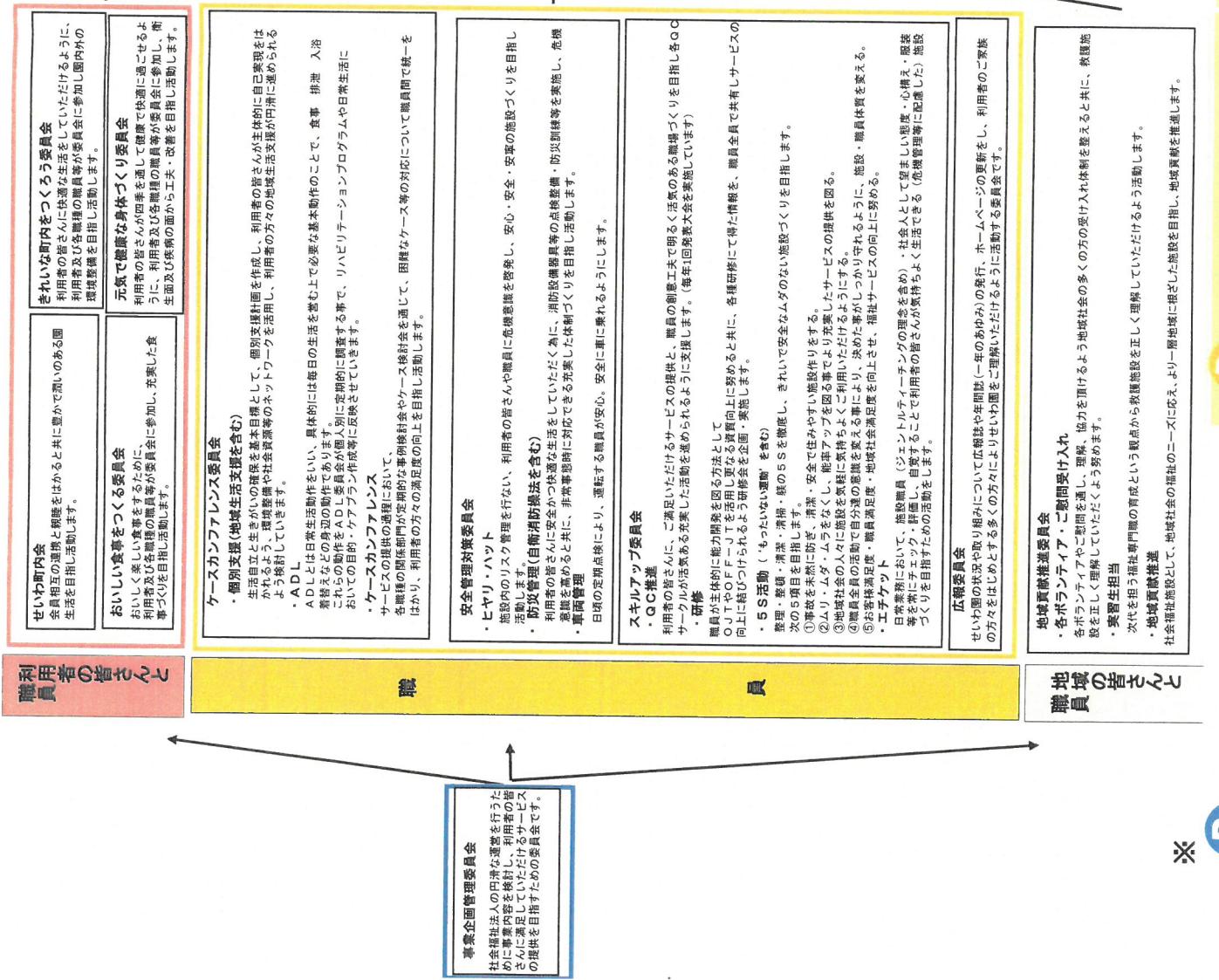
※その他の行事として、次のものがあります。

☆誕生会（毎月1回）

☆避難訓練（毎月1回）

令和2年度 郡山せいいわ園 サービス提供システム

テーマ：『お客様に満足を！ 仕事に喜びを！』



令和2年度 居宅生活訓練事業 事業計画

1 実践目標

地域生活を希望する利用者の方が、円滑に地域生活に移行できるようにするために、訓練用住居（借家等）を確保し、より地域生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、地域生活への移行を支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、居宅生活訓練事業担当責任者を中心に、事業対象者の状況に応じ、継続して居宅において生活できるよう、あらかじめ支援計画を定め、効果的に行います。

期 間	場 所	利用人数
令和2年4月1日 ～ 一年間	郡山市富久山町福原字陣場 103-3 島田アパート8号棟	男性2名

（1）日常生活支援について

食事・洗濯・清掃・金銭管理等の更なるステップアップを目指し、生活の質の向上ができるよう、積極的に支援します。

（2）社会生活支援について

地域で生活する能力を高められるよう、公共交通機関の利用・通院・買い物・対人関係・地域行事への参加等の支援を行います。

（3）その他自立生活に必要な支援について

衛生管理や感染症予防等、健康維持ができるよう支援します。

（4）実施施設ならびに保護の実施機関との連絡調整について

居宅生活訓練を利用している方については、保護の実施機関や実施施設において充分な連絡体制をとり、支援を行います。

3 健全な運営を行うために

研修会等に積極的に参加し、他職種間との連携を図り、衛生管理や健康管理に配慮し、訓練中の事故の防止について充分に留意して、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

令和2年度 保護施設通所事業 事業計画

1 実践目標

保護施設退所者が地域で継続して自立生活が送れるよう、通所支援と訪問支援を行い、保護施設退所者の受け入れのための有効活用を図ることを目標とします。

2 事業内容

郡山せいわ園へ通所し、生活指導・生活訓練・作業訓練等を実施する通所支援と、職員による居宅等への訪問による相談支援や生活指導等を実施する訪問支援を一体的に行います。

期 間	利用人数
令和2年4月1日～一年間	男性3名 女性6名 計9名

(1) 通所支援について

① 生活相談支援

生活上の不安や困りごとの相談、各種関係手続き等。

② 作業訓練支援

ボールペンの組み立てや、ドライフラワーの袋詰め等の軽作業、畑作業、雑巾縫い、陶芸製作等。

③ 健康に関する支援

体調面の管理に注意し、体力トレーニング等を通しての健康の維持向上を図る。

④ 食事サービス支援

管理栄養士と連携して調理支援を行い、調理技術の向上を図ると共に、栄養バランスの援助や食材購入・献立に対する助言を行う。

⑤ 外出支援

買い物物や外出する際の公共交通機関の利用や日用品等の購入を通じて社会的なマナーや金銭の精算等、地域で生活する上で必要な能力を高める支援を行う。

⑥ 学習支援

お金の計算や字の読み書き等、生活していく上で必要な学習を支援する。

⑦ レクリエーション活動支援

施設行事への参加やゲーム・体操等のレクリエーションを実施する。

⑧ 一時宿泊支援

対象者の方が一時的に施設での宿泊が必要になった場合に支援する。

⑨ 家族調整支援

ご家族との連絡調整を行う。

⑩ 地域交流活動

ご慰問や交流会等への参加を通して、地域との交流活動を充実させる。

(2) 訪問支援について

① 生活支援

居宅の衛生・環境の整備。対象者の方の身だしなみや体調確認等、生活面全般についての助言・援助を行う。

② 相談支援

生活面での不安や困りごと等の相談支援を行う。

(3) 緊急時の対応について

非常時に備え避難経路を周知徹底します。また、火気の取り扱いについて注意喚起し災害防止の意識を高める支援をします。病気や災害などの緊急時には迅速に対応できるよう、郡山せいわ園との連絡体制を明確にし、随時支援に努めます。

(4) 職員の資質向上について

各種研修会などに積極的に参加し、様々な角度から論理的に分析し、的確な支援が出来るよう自己研鑽に努めます。

令和2年度 保護施設一時入所事業 事業計画

1 実践目標

居宅で生活する、精神状態が一時的に不安定な精神障害者等を受け入れて、精神状態が安定して居宅生活が再開できるまでの生活支援や精神科病院入院患者又は、退院患者がより円滑に居宅生活に復帰できるよう、施設内での生活訓練を支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、施設を短期間ご利用いただくことで、精神状態の安定を目指した支援を行い、居宅生活の継続、退院から居宅生活へのステップ、あるいは体験利用による施設生活から居宅生活へのステップへとつなぎます。

(1) 日常生活支援（食事・入浴等）

① 食 事

本人の健康状態、A D L（日常生活動作）、嗜好等に考慮した食事を準備し、食事環境を整え、健康を保つことができるよう支援します。

② 入 浴

本人の健康状態、A D L、入浴の意思等に考慮して、浴室等を準備し清潔を保つことができるよう支援します。

③ その他

安全な生活を確保し、本人が安心して快適な生活が送れるよう住環境等の整備に努め、円滑に居宅生活に復帰できるよう支援します。

(2) 趣味活動支援（班別活動・各種クラブ活動）・レクリエーション活動

本人のご希望に応じ、各活動への参加をしていただき、気分転換を図っていただくよう支援します。

(3) 健康への支援

一日3回の検温を行い、必要に応じて通院・服薬支援や血圧・体重測定等を行い、体調の把握に努めます。

(4) 他利用者とのコミュニケーション

本人の意思を尊重して、他利用者の方との関わりについて支援します。

3 健全な管理・運営

的確な支援が出来るように研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

令和2年度 グループホーム「みんなのいえ」 事業計画

1 実践目標

グループホーム「みんなのいえ」を利用しているお客様が、円滑かつ様々なサービスを活用しながら自立した潤いのある地域生活を営むことができるよう、支援することを目標とします。

2 事業内容

本事業の実施にあたっては、サービス管理責任者を中心に状況に応じて、お客様が継続して地域生活を送れるよう次の項目について事業内容を定め、支援を効果的に行います。

名 称	定 員	利 用 人 数
みんなのいえ	4 名	4 名
みんなのいえ久保田	5 名	5 名
みんなのいえ陣場	3 名	3 名

(1) お客様の相談支援について

サービス管理責任者またはサービス提供職員（世話人）は、お客様の生活全般に関わる相談支援を行い、お客様が安心してご生活いただけるように支援します。また、苦情解決の取り組みとして週一回（月曜日）相談窓口を設けるとともに、相談内容によってはバックアップ施設である郡山せいわ園の苦情解決システムを活用しながら連携を図り、迅速な問題解決にあたります。

(2) 健康と食事の支援について

- ① 世話人と一緒に献立を考えながら、バランスの摂れた食事を準備します。
また、歩行運動や筋力維持トレーニングなど運動の機会を設け、健康維持に努めるとともに生活習慣病予防や肥満の防止に努めます。
- ② 囚託医の診察や定期健康診断（年2回）等から病気の予防・早期発見・治療に努めます。また、緊急時など医療機関等への通院支援が必要な場合、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携して隨時対応にあたります。
- ③ インフルエンザやノロウイルスなどの感染症を予防するため、こまめな手洗い、うがい等の励行に努め、1日4回の検温チェックを行います。特に、感染症が流行する冬期間においては、感染情報の提供と予防の徹底、意識の向上に努めます。万が一、感染者や感染の疑いが見られた場合には感染症対策マニュアルにそって迅速な対応にあたります。

(3) 外出や外泊の支援について

地域の社会資源の活用を通して、ショッピング（毎月一回程度）や旅行等の実体験的な支援を行い、地域生活の更なる充実を目指します。

(4) 余暇活動等の支援について

個々の趣味等の幅を広げ潤いのある生活を送っていただけるよう、随時情報提供に努め、必要に応じた地域資源の活用について積極的に支援します。

(5) 地域社会との交流について

地域社会とのつながりを図っていくために、町内会の活動への積極的な参加について支援します。また、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携し、地域小学校等との交流の機会を提供できるように努めます。

(6) 緊急時の対応について

- ① グループホーム「みんなのいえ」を利用されるお客様の日々の安全を守るために、これまで通りセコムホームセキュリティシステムを活用し、安心してご生活いただけるよう支援します。
- ② 定期的に、非常時に備えた諸訓練及び火気取り扱いの徹底等を行い、災害防止に対する意識の向上について支援します。
- ③ 病気や災害等の緊急時には迅速に対応できるよう、バックアップ施設の郡山せいわ園と連携を図るとともに連絡体制を明確にし、随時支援に努めます。

(7) バックアップ施設との連絡調整について

日中通所している郡山せいわ園との連携を密に図り、担当職員等と個別支援計画を踏まえた統一した支援に努めます。

(8) 財産等の日常生活に必要な援助について

財産等については入居時にお客様の意向を踏まえ、財産等を委託される場合は原則的にサービス管理責任者が担当します。

3 健全な運営を行うために

多様化するニーズに対応し、的確な支援が出来るように、研修会等に積極的に参加し、福祉サービスの質と職員の資質の向上に努めます。

令和2年度 希望ヶ丘ホーム 事業計画

当施設は、“利用者本位のサービスの提供”と“信頼される施設づくり”をテーマに次の諸事項を通して、利用者の皆さん及び地域の皆さんに“しあわせ・よろこび・満足”そして“信頼”をいただける施設を目指し、銳意努力してまいります。

I 実践目標

- 1 利用者の皆さんの基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・利用者の皆さんを独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・利用者の皆さんが主体的に自己実現を図れるよう支援します。
- 2 利用者の皆さんの多様なニーズに応じたサービスを提供します。
 - ・利用者の皆さん個々の生活の状態に応じたサービスを提供します。
 - ・インクルージョンの理念を踏まえ“ともに生きる”ための生活環境を構築します。

II 重点事項

1 毎日を心豊かに自分らしくすごすために

- (1) 利用者の皆さんの個別支援計画（新型養護老人ホームパッケージプラン）を各職種間で共有し、毎日を心豊かに自分らしくすごしていただけるように必要な支援を行ないます。
- (2) 利用者の皆さんの身体状況やニーズに応じ、適切な介護サービスを速やかに提供し、安全・安心・安寧に過ごしていただけるよう支援します。
- (3) 利用者の皆さんのが参加するクラブ活動や各種行事、レクリエーション等の充実を図り、生きがいのある、明るく楽しい生活が送れるよう支援します。
- (4) 利用者の皆さんの自治会活動をより活性化し、利用者相互の連携と親睦を図るとともに、利用者一人ひとりが役割を持って、豊かで潤いのある生活が送れるよう支援します。
- (5) 利用者の皆さんに各種委員会に参加していただき、皆さんのニーズを把握し、自分らしく生活できるように支援します。

2 健康にすごすために

- (1) 利用者の皆さんに“健康にすごすことの大切さ”を理解していただき、その方らしく日常生活ができるよう定期的な健康診査等の充実を図り、健康管理に努めます。また、日々の啓蒙活動を通して、健康への意識を高めていただきます。
- (2) 嚥下機能の維持向上を目指し口腔体操、歩行訓練等のリハビリを通して、利用者の皆さんが健康的に生活できるよう支援します。又、様々な症状に対応するために、専門職種（嘱託医や看護師、理学療法士等）からのOJTや研修などのOff-JTを通して、職員のスキルアップを図ります。

- (3) 専門職種（嘱託医や看護師、理学療法士等）との連携を密にし、利用者の皆さんのがんの健康維持が図れるように支援します。
- (4) 嘱託医による年4回の健康講話等を通して健康の大切さを自覚し、心穏やかに生活していただけるよう支援します。
- (5) 利用者の皆さんのがんの体調面や精神面の変化等に応じ、行政機関や家族等との連携を密に図り情報の共有に努めます。

3 おいしく、楽しく食事をするために

- (1) 安心しておいしい食事をしていただくために、衛生管理を徹底し、食中毒防止等に努めます。
- (2) 月1回の食事委員会を通して、利用者の皆さんの嗜好や食事摂取の状況の把握に努めます。
- (3) 利用者の皆さんの咀嚼状況等に合った食形態を準備し、安全にお食事していただけるよう努めます。
- (4) 利用者の皆さんの食事に対する満足度向上を目的に嗜好調査を年2回実施し、その結果を献立に反映しより良い食事サービスの提供に努めます。

4 家族および地域社会との交流のために

- (1) 各種施設行事への家族の方々の参加の促進と、年1回の身元引受人の皆さんとの情報交換を行ない、家族との外出・外泊・面会等を通して、交流を深めるよう支援します。
- (2) 地域社会との交流（地元小・中学校・各種ボランティアとの交流、地域行事への参加および、施設行事、クラブ活動への参加の呼びかけ等）を積極的に促進し、地域社会の皆さんとの心のふれあいを育みます。
- (3) 積極的に実習生を受け入れ、施設への理解・関心等が深められ、さらに次世代を担う福祉専門職の育成に努めます。また、新たな実習生の受け入れを視野に入れ、各種大学、専門学校等への働きかけに努めます。
- (4) 当施設入所希望の見学者や関係機関等（介護サービス事業所、医療機関等）と密に連携を図り、施設を理解していただくように努めます。
- (5) 施設を理解していただくために、見やすい分かりやすい広報誌、ホームページの作成に努めます。

5 安心してご生活いただくために

- (1) 利用者の皆さんの身体・生命の安全を最優先とし、非常時に備えた定期的な諸訓練（避難訓練・自衛消防操法等）を通し、災害（事故）防止に努め、環境整備の強化を図ります。
- (2) 福島県災害派遣福祉チームの活動や福島県災害応援協力ネットワーク会議、福島県総合防災訓練等に参加し、大規模災害に対応する体制にするとともに、災害発生時の福祉避難所としての役割をしっかりと果たします。
- (3) 令和元年度の台風19号のような大規模水害を想定した訓練の実施や必要物品の確認等を定期的に行います。

- (4) 地域の中でのセーフティネット機能を有する施設として、DVや高齢者虐待等の緊急避難者を積極的に受け入れ、様々な福祉ニーズを抱えた利用者の皆さんのが安心、安全、安寧に自分らしく生活出来るよう努めます。
- (5) 利用者の皆さんとともにKYT訓練（危険予知トレーニング）等を行い、転倒や感染症に対するリスク管理に取り組みます。
- (6) 毎月第1水曜日を環境整備の日とし、施設全体の環境美化、衛生管理に努めます。

6 利用者の皆さん・地域社会から信頼される施設を目指して

- (1) 福祉サービスの質の向上について
(別添 令和2年度希望ヶ丘ホームサービス提供システム参照)
「お客様に満足を 仕事に喜びを」のテーマのもと、虐待防止委員会や改善委員会等、活発な各種委員会活動を通して、福祉サービスの質の向上に努めます。
- (2) 外部サービス型特定施設入居者生活介護事業の充実を図るために、毎月1回介護サービス会議を実施し、介護サービスの見直しを図り、質の高い介護サービスの提供に努めます。
- (3) 要支援・要介護状態の利用者の皆さんの増加や多様なニーズに応えるために各サービス事業所と密に連携を図り、利用者の皆さんへの質の高いサービス提供に努めます。
- (4) 地区民生児童委員や各高齢者あんしんセンター、地域の老人クラブや消防団、各医療機関等との連携を図り、地域の福祉ニーズの把握に努めます。
- (5) 近隣の社会福祉施設（郡山市更生園、希望ヶ丘学園、希望ヶ丘保育所、郡山市希望ヶ丘児童センター、きらきらげんき保育園）との交流を図り、地域社会の連携の強化に努めます。

7 生活困窮者等の支援推進と社会貢献

(セーフティネット機能強化助成事業・中間的就労支援事業)

- (1) にこやかサロン設置及び運営について

中央共同募金会様よりの助成にて、地域社会の中でひきこもりや何らかの支援を必要とする方々に対し、安心して参加できる居場所づくりを目指します。また、民生委員等の地域協力者の方々や関係機関との連携を密にし、より一層地域のニーズに応えていけるよう努めます。

- (2) 中間的就労支援の充実について

生活困窮者等に対し、施設が中間的就労等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上を目指してきましたが、更にその充実に努めます。（5年目を迎えます。）

8 将来を担う職員の育成について

- (1) キャリアパス制度※1を構築し、法人施設の将来を担う活力ある職員の育成に努めます。
- (2) ジェントルティーチング※2等の理念を基底とし、利用者の皆さんへの質の高い福祉サービスの提供に努めます。

- (3) 福祉 QC サークル活動を積極的に推進し、業務の改善をはかるとともに、職員の資質の向上に努めます。また、「福祉 QC」全国発表大会や、他法人合同の「福祉 QC」発表大会、QC サークル本部及び一般財団法人日本科学技術連盟主催の QC サークル大会等に積極的に参加し、職員の育成に努めます。
- (4) 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を目指す職員に対して、組織を通して奨励します。
- (5) 全国老人福祉施設大会や研究会議への参加、また東北ブロック老人福祉施設協議会養護老人ホーム研修会および、福島県社会福祉協議会研修センター主催の各種研修会に積極的に職員を参加させ、利用者の皆さんとの多様化する福祉ニーズに対応・実践できる職員の育成に努めます。
- (6) 郡山せいわ園、きらきらげんき保育園との行事・研修等を通して、職員同士の交流を深め、情報の共有化と資質や知識の習得に努めます。
- (7) OJT・Off-JT の活性化を図るとともに、専門的な知識や技術と豊かな人間性を備えた質の高い福祉人材の育成に努め、各個人のキャリアデザインを支援します。
- (8) 研修報告会の年間スケジュールを作成・開催し、情報共有に努めます。

※1 キャリアパス制度とは

職員一人ひとりが希望と誇り、使命感を持って働き続けることが出来るように、職員の能力・資格・経験に応じた職位、階層等を定めるもの。また、キャリアパス制度を運用することにより、働きやすく働きがいのある職場になることで、質の高いサービスが提供でき、お客様ならびに職員が笑顔になることができる制度。

※2 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていく事で、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

9 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

III 業務実施計画

1. 日課表

6:30	起 床
7:30	朝 食
8:00	検 温
8:45	朝 の 体 操 ① い き い き 体 操 ・ ラ ジ オ 体 操 ② う た
9:00～	朝 の 集 い ① 口 腔 体 操 ② 理 学 療 法 士 に よ る リ ハ ビ リ 訓 練 ③ ズ ン ド コ 体 操 ④ 歩 行 運 動 (2 0 分 間)
10:00～	ク ラ ブ 等 諸 活 動 入 浴 (特 浴)
12:00	昼 食
12:45	検 温 ・ 血 壓 測 定
13:00～ 13:15	全 体 清 掃 (自 室 清 掃 を 含 む)
13:15～ 16:30	入 浴 (介 助 浴 ・ 一 般 浴)
15:00	お や つ
17:00	ひ ま わ り 体 操
18:00	夕 食
18:30	処 置
20:00	就 寝 薬
21:00	就 寝

2. 週間日課表

	午前中	午後
月曜日	カラオケクラブ（毎週）	一般浴・介助浴
火曜日	特浴	内科診察(A) 特浴 一般浴
水曜日	銀行日（第1・3週） 医療費集金日（第3週） 俳句クラブ（第2週） 大正琴クラブ 特浴	内科診察(B) 一般浴・介助浴
木曜日	書道クラブ（第1・3週） 華道クラブ（第2・4週） 一般浴	銀行日（第1・3週） 心療内科診察(A・B) 赤ちゃん 特浴
金曜日	困りごと相談 手芸クラブ（第1・3週） 特浴	一般浴・介助浴
土曜日	リネン交換 介護予防レクリエーションクラブ (第1・2・3週)	映画鑑賞会
日曜日	リネン交換	足浴

- ※ 理髪（月1回）
- ※ 理学療法士（月4回）
- ※ 避難訓練（月1回）
- ※ 誕生会（月1回）
- ※ 自治会役員会、自治会全体会（各月1回）
- ※ 茶話会（月1回）
- ※ イトーヨーカドー移動販売（月1回）
- ※ 各クラブ活動（25ページ参照）

3. 生活・余暇等の支援

(1) 利用者の皆さん機能維持、増進のために、日々の健康運動に取り組みます。

	健康運動活動（リハビリを含む）	日時
全体	ラジオ体操・口腔体操 歩行運動等（20分間）	毎朝8:45～ 10:00
	ひまわり体操	平日のみ17:00～ 17:10
個別	理学療法士の指導のもとに椅子・平行棒等を活用しての運動	毎朝8:45～ 10:00

(2) 口腔ケアや、髭剃り、爪切りができない皆さんに、整容の支援を行います。

(3) 足浴等を行い、心身のリフレッシュを図っていただきます。

4. クラブ活動

クラブ活動	目的	実施内容	実施日
手芸クラブ	指先を動かすことで、身体機能の向上を図る	・廊下に展示する ・作成した作品を高齢者作品展に出品する	第1・3 金曜日
華道クラブ	季節のお花を生けることで、四季を感じていただくとともに、心身の安定を図り、生きがいづくりにつなげる	・生けた作品を花の名や意味もそえて各フロアーや行事等に展示する	第2・4 木曜日
書道クラブ	書を通して心身の安定を図る	・書を高齢者作品展に出品する ・廊下に掲示する	第1・3 木曜日
カラオケクラブ	音楽を通して、楽しい時間を過ごすとともに、口腔リハビリにつなげる	・ロビーで、カラオケを実施する ・音楽交流会に参加する ・月に1回皆さん前で歌を披露する。	毎週 月曜日
俳句クラブ	俳句をつくり、詠むことで認知症予防につなげる	・高齢者作品展に出品する ・地域作品展に出品する	第2 水曜日
いきいきレクリエーションクラブ	運動器官の機能向上や脳の活性化を目的としたプログラムを実施することでの身体機能の向上を図る	・利用者の皆さんの希望に沿ったレクリエーション（風船バレー等）を実施する ・理学療法士が作成したリハビリメニューを実施する	第1 2・3 土曜日
大正琴クラブ	大正琴を通して、心身の安定を図るとともに、指先を動かすことでの機能維持を図る	・音楽交流会・各行事で披露する ・地域の発表会に参加する	第2・4 水曜日

*年間行事予定表

月	行 事	月	行 事
4	お 花 見	10	輪投げ大会 一泊旅行
5	端午の節句	11	芋 煮 会 日帰り旅行
6	総合防災訓練	12	クリスマス 忘 年 会
7	身元引受人会議 音楽交流会	1	新 年 会 団子ならし
8		2	節 分 健康まつり
9	敬老祝賀会	3	おひなまつり

令和2年度 希望ヶ丘ホーム サービス提供システム

テーマ：『お客様に満足を！ 仕事に喜びを！』



ケースカンファレンス委員会

個別支援
新規事業者へホームハシケーションを基に、利用者の皆さんお一人おひとりに合わせたアプローチを行なう。

ケースカンファレンス
定期的にカンファレンスを開催し、利用者の皆さんへのサービス提供の向上を図る。

安全管理対策委員会

ヒヤリハット
施設内のリスク管理を行い、利用者の皆さんや職員に対して、危険意識を啓発し、安心・安全・安寧な施設を目指す。

火災管理
防火制御装置と消防設備器具等の点検整備を実施し、非常事態に備えての取り組みを行なう。

車両管理
施設車両の点検整備を定期的に行ない、安全な車両管理を目指す。

改善委員会

広報会
広報社・年間は（一年のあゆみ）の発行、希望ヶ丘ホームの状況やや問題点を取扱い、改善の支援を行なう。

サービス評価
利用者の皆さんとのサービスの提供を目指し、サービスの現状を把握・検討し、サービスの向上を目指す。

スキルアップ委員会

研修
職員の主体的な能力向上のための研修を企画・運営する。

エチケット
希望ヶ丘ホームの状況や取り組みを、広報紙や年間誌を通して多くの皆さんにご理解いただく。

ホームページ管理
施設ホームページのタイムリーな更新に努め、多くの皆さんに希望ヶ丘ホームの取り組みについて興味を持つように。

事業企画推進委員会
事業運営法人の田舎・移動営業を行うために事業内容を検討し、利用者の皆さんに満足していただくサービスの提供を行なう。

職員

広報社・年間は（一年のあゆみ）の発行
希望ヶ丘ホームの状況や問題点を取扱い、改善の支援を行なう。

エチケット
職業として望ましい態度・心構え、服装が出来るように、マナー・エチケットの徹底を図る。

QC推進
利用者の皆さんにご満足いただけるサービスの提供を目指し、改善活動を行なう。

5S
整理・整頓・清潔・清掃・継を推進し、きれいでムダのない施設を目指す。

地域の皆さんと職員
ボランティア
施設において多くの方々に、利用者の皆さんとの交流を通じて希望ヶ丘ホームを理解・ご支援いただこうに努める。

実習生担当
次世代を担う実習生専門職の育成を行うとともに、養護老人ホームの理解を深めていくことを目標とする。

地域貢献推進
社会福祉施設として地域社会のニーズに応えうる福祉事業の開拓を行なう。

利用者の皆さんに ご満足いただけける 福祉サービスの提供を

を目指して!!

『地域のなかで 地域とともに
自らしくいきいきと』

職員が活性化し
職員一人が働く喜びを

※



C

D

P

令和2年度 希望ヶ丘訪問介護事業所 事業計画

当事業所は、“お客様本位のサービスの提供”を旨とし、次の諸事項を通して、要介護状態又は要支援状態にあるお客様に対して、きめの細かい介護サービスの提供を目指します。

I 実践目標

- 1 お客様の基本的人権を保障し、主体性を尊重した自己実現の支援を図ります。
 - ・お客様を独立した人格として尊重し、人権の擁護に最大限努めます。
 - ・お客様が主体的に自己実現を図れるよう、できるかぎり支援します。
- 2 お客様の多様なニーズに応じた介護サービスを提供します。

II 重点事項

要介護状態又は要支援状態にあるお客様に対して、多様なニーズに応じ介護保険制度上の適切な訪問介護サービスを提供し、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう「自立支援」と「生活の質の向上」を念頭に、職員が一体となって支援します。

1 “在宅福祉の充実と、地域に密着した介護サービスの提供”

- (1) 地域の介護保険のニーズの把握に努め、地域に貢献する在宅福祉サービスの推進及び拡充に努めます。
- (2) お客様へよりよい介護サービスを提供するために、関係市町村・高齢者あんしんセンター・地域の保健医療福祉サービス・介護サービス事業所等と密な連携、情報の共有を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 “介護サービス提供と向上”

- (1) お客様のニーズに沿った介護サービス計画を作成し、計画に沿ったサービス提供を行います。
- (2) 身体介護の提供にあたり、より安全かつ快適な介護サービスを提供するために、定期的な業務マニュアルの見直し及び業務改善を図ります。
- (3) 提供する介護サービスの評価やリスク等の分析等々を行い、事故防止に努めます。
- (4) お客様のニーズに耳を傾け、その把握に努めます。

3 “健全な事業所運営をするために”

(1) 介護サービスの質の向上を目指すために

- ① 苦情解決委員会の設置（お客様からの苦情を解決するシステム）
- ② リスクマネジメントの取り組み（ヒヤリ・ハット事例の収集と改善、KYT（危険予知トレーニング）の導入、個人情報保護を含む対応）
- ③ 介護サービス評価の実施
 - ・介護サービスについてのお客様アンケートの実施
 - ・職員のサービス評価（自己評価）の実施

これらの仕組みを有機的に活用し、より質の高い介護サービスを継続的に提供できる仕組みを作ります。「問題後追い」から「課題先取り」ができる仕組みづくりに努めます。

(2) 職員の資質を向上させるために

- ① ジェントルティーチング※1等の理念を基底とし、お客様への介護サービスの提供に努めます。
- ② OJT・Off-JTの活性化に努め、職員の育成に努めます。
- ③ 職員の専門性をより高めるために、職員の国家資格等（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等）の取得を奨励します。
- ④ 福島県社会福祉協議会研修センター主催等の各種研修会に積極的に職員を参加させ、職員の資質の向上および、お客様の多様化する福祉ニーズに応える職員の育成に努めます。
- ⑤ 職員についての具体的な研修計画（目標、内容、時期等）を定めた研修計画を作成し、計画に基づいて実施します。
- ⑥ 定期的に介護技術についての勉強会を開催し、職員のスキルアップに努めます。

(3) 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとします。

- ① 営業日は毎日とします。（但し、年末年始 12月 29日～1月 3日までを除く）
- ② 営業時間は午前 8時 30分から午後 5時 15分までとします。ただし、営業日・営業時間以外でも状況に応じて対応可能な場合は対応します。

※1 ジェントルティーチングとは

ジェントルとは、やさしさや、穏やかなという意味、ティーチングとは、教える、伝えるという意味です。人間は、日常の生活を通してほのぼのとした思いや、やさしい記憶などの良い経験を積み重ねていく事で、ジェントルティーチングの4つの柱“安心と安全”・“人間的な関わりを持つこと”・“信頼されていること”・“信頼すること”をもとに「よりよい人間関係」を築いていく事ができるという考え方です。

令和2年度 きらきらげんき保育園 事業計画

当保育園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とするお子さまの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入園するお子さまの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場になることを目指します。

I 実践目標

- 1 お子さまの成長を支えながら、仕事をもつ保護者のみなさまを応援し、お子さまにも保護者のみなさまにもお役に立てる施設として、職員一同毎日の保育を進めます。
- 2 大切な乳幼児期の子育てを保護者のみなさまと保育園が手を取り合い、一緒に歩みます。

II 重点事項

- 1 保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下にお子さまの状況や発達過程を踏まえ養護を一体的に行います。
 - 2 お子さまの属する家庭や地域との様々な社会との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て、家庭に対する支援等を行うように努めます。
 - 3 連携施設と協力し、お子さま及び保護者に対する支援等に努めます。
- 4 保育時間について
- (1) 通常保育の時間は、7時30分～18時30分までとします。(月曜日～金曜日)
 - ・日曜日・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休日です。
 - (2) 土曜日の保育の時間は、7時30分～18時30分までとします。
 - ・13時10分以降は、満1歳以上のお子さまを対象に、保護者の勤務状況等により利用可能ですが、事前の申請が必要です。
 - (3) 延長保育の時間は、18時30分～19時30分までとします。(月曜日～金曜日)
 - ・満1歳以上のお子さまを対象に、保護者の勤務状況等により利用可能ですが、事前の申請が必要です。
 - ・延長保育の利用に当たっては、利用者負担金が発生いたします。

5 送迎について

送迎は保護者で行い、保護者以外の方の場合、必ず保育園へ事前に連絡を入れていただきます。連絡がなく、確認が取れないときは、お子さまを安易に引き渡しできないことがあります。職員全員で周知、対応していきます。

6 個別懇談について

年に一回保護者の方と個別懇談を行い、ご家庭や保育園でのお子さまの成長や様子を共有するとともに、保育園への要望等をお伺いし、お子さまのよりよい成長につなげていけるよう努めます。

7 健康診断について

- (1) 嘴託医による内科・歯科の健康診断を年2回春・秋にそれぞれ行います。
- (2) 発育測定を毎月行い、健康カードで測定の記録をお知らせいたします。

8 感染症について

感染症にかかった場合、出席停止期間または医師が登園して差し支えないと認めるまで、保育することができません。病気の時や病気が疑われる場合は病院を受診し保育園へ預けられるかを確認して登園するように保護者に周知徹底いたします。

9 給食について

必要な栄養を摂取するとともにお子さまのからだや心の成長・発育・健康の保持増進のために、楽しい雰囲気の中で望ましい食習慣や栄養・衛生についての知識を身につけることを目的とします。0歳児の月齢別の離乳食、1・2歳児の食事は個々に合わせた給食を提供します。

- (1) 給食は完全給食とします。(主食・おかず・おやつ)
- (2) おやつは、10時・15時頃の2回です。
- (3) 味覚を育てるため、旬の素材を選び、素材の持つ自然な味を生かすように努めます。

10 アレルギー児の除去食について

- (1) アレルギー等のあるお子さまで食事等の面で対応が必要な場合には、かかりつけ医により、「食物アレルギーに関する指示書」を記入してもらい、提出をお願いしています。
- (2) 健康と安全面から、お子さまの食物アレルギーに配慮した除去食等を提供し、細やかな対応に努めるとともに、誤配膳及び誤食等の発生予防に努めます。

1.1 緊急時の対応について

お子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡いたします。

1.2 個人情報について

当園では、業務上知り得たお子さまおよび家族に関する情報については正当な理由がない限り第三者に漏らすことのないよう職員全員で周知徹底いたします。関係機関へ情報提供をするにあたっては、個人情報使用同意書を提出いただいたうえで提供することといたします。

1.3 地域社会との連携

- (1) 地区民生児童委員等と連携を図り、地域ニーズの把握に努めます。
- (2) 近隣の社会福祉施設(郡山市更生園、希望ヶ丘学園、希望ヶ丘保育所、郡山市希望ヶ丘児童センター及び養護老人ホーム 希望ヶ丘ホーム)との交流を図り、地域社会との連携強化に努めます。

1.4 職員の資質向上及び人材育成について

- (1) 職場内外の研修に参加し、専門的な知識・技術の習得に努めます。
- (2) 職員一人ひとりが保育実践や保育の内容に関する共通理解を図り協働性を高めていくように努めます。
- (3) 救護施設 郡山せいわ園、養護老人ホーム 希望ヶ丘ホームとの行事・研修等の職員間交流を通して、情報の共有化を図るとともに職員の資質の向上に努めます。

1.5 予算経理について

予算経理の執行にあたっては、限りある予算を厳密に検討し、効率的な運用に努めます。

III 業務実施計画

1.保育園の一日の流れ

7 : 30 ~	登園
9 : 00	出欠確認
10 : 00 ~	おやつ
10 : 15 ~	あそび
11 : 00 ~	食事準備 給食
12 : 00 ~	休息 午睡準備
13 : 00 ~	午睡
14 : 45 ~	めざめ
15 : 00 ~	おやつ
15 : 30 ~	あそび 降園準備
18 : 30	保育終了
19 : 30	延長保育終了

2.年間行事予定表

月	行 事
4月	入園式・進級式 お花見
5月	端午の節句
6月	内科・歯科健診
7月	七夕まつり 水あそび
8月	夏まつり
9月	敬老祝賀会 総合防災訓練 バスハイク お月見
10月	内科・歯科健診 保育参観 地域ふれあい事業
11月	七五三
12月	クリスマスお遊戯会
1月	子ども新年会
2月	節分 交通安全教室
3月	ひな祭り お別れ会 卒園・修了式

※その他の行事として、毎月一回次のものがあります、

- ☆誕生会
- ☆避難訓練
- ☆発育測定
- ☆安全指導

3.各種会議

- ・職員会議（月1回）
- ・職員全体会議（4月・9月・3月）
- ・給食会議（月1回）
- ・各種委員会：給食・保健・環境整備・広報・研修（定例）